

情 個 審 答 申 第 3 号

平成 23 年 6 月 7 日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第 17 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 22 年 6 月 29 日付け市協発第 154 号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

熊本市自治推進委員会委員の公募における文書等の開示請求に伴う請求拒否決定に対する
異議申立てについて

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| 文書等の件名 | 1 熊本市自治推進委員会の公募委員選考で使用した応募者全員の小論文 |
| | 2 小論文の模範回答、百点満点等の基準のわかる資料 |
| | 3 学識経験者選考基準・根拠等のわかる資料 |

[諮問第 6 号]

別 紙

諮問第 6 号

答 申

1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、熊本市自治推進委員会の公募委員選考で使用した応募者全員の小論文（以下「本件文書Ⅰ」という。）、小論文の模範回答、百点満点等の基準のわかる資料（以下「本件文書Ⅱ」という。）及び学識経験者選考基準・根拠等のわかる資料（以下「本件文書Ⅲ」という。）を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否決定を行ったことについて、当該決定の取消しを求めたものである。

3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書Ⅰの存否について

実施機関の請求拒否理由説明書に対して意見書の中で、自分の応募原稿を開示しても良いか、との市職員の要請に拒否する応募者がいるとは、とても思われたい、応募原稿内容が素晴らしい・熊本市政にとって市民へ広く告知して、価値ある原稿内容を役立てる役割を持つ原稿を隠蔽して、市政への損失を招く事は断じて許される執行職員のとるべき職務行為ではない。即刻不開示でなく開示していただきたい。

(2) 本件文書Ⅱの存否について

模範回答、百点満点等の基準のわかる資料が存在して、はじめて評価・採点点数配分が可能である。

これだけの語句・文章等が包含しておれば、語句数・文章表現によって、配点を付与する・全体表現によって、何点加算する等が、正常な採点方法である。

ただ何の基準も無く「選考委員が総合的に判断し、審査する」とあるが、すべての選考委員の判断に任せ配点させる方法は、公正・公平・透明性の熊本市自治基本条例理念等とは、程遠い業務執行である。

模範解答・百点満点回答等の基準もなく、選考委員の総合的判断に任せていれば、信頼失墜市政の危機を招く。

(3) 本件文書Ⅲの存否について

自治基本条例の中の「識見を有する者」の基準もなく、漠然と総合的に判断するだけでは、法理念に叶った選任とは程遠い選考である。

一定の基準・レベルがあつて、法理念を機能させているとの血税納税者の理解が得られる筈である。選任基準が欠落していれば、市民との合意形成は機能しない筈であり、何らかの支障を来たす結果となるので、不存在はありえないはずであり、「存在・開示」していただきたい。

4 実施機関の説明の趣旨

実施機関が、請求拒否理由説明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書Ⅰの存否について

ア 条例第7条第2号の該当性について

当該文書には、与えられたテーマについて、応募者個人のこれまでの活動や社会的関心、さらにはこれまでの経験に基づく意見、信条、理念等が記載されており、これらは、応募者個人の人格、思想、社会観と密接に結びついたものである。

なお、同種の文書（小論文や手紙等）については、公表することを前提として提供された場合を除き、これまで公表したことはなく、情報公開においては本人に同意を得て開示した例が過去に一度はあるが、それ以外はない。

さらに、当該文書については公開することを前提に提出されたものではないことを踏まえると、応募者は当該文書を公開することを予想してはならず、また、開示決定までに公開する旨の同意もないことから、これらの情報を開示すると個人識別性のある部分を除いたとしても、個人の人格や財産権その他個人の正当な利益を害するおそれがある。

したがって、条例第7条第2号に該当すると判断する。

イ 条例第7条第6号の該当性について

当該文書は、自治推進委員会における公募委員を選考する際に提出されたもので、選考という事務事業に関する情報であることは明白である。

また、本件のように委員会の委員を選考する際に提出してもらう小論文については、与えられたテーマに基づき、応募者個人のこれまでの活動や社会的関心、さら

にはこれまでの経験に基づく意見、信条、理念等を率直に記述してもらうことにより、より精度の高い人物評価が行えるものであるが、これが今後公表されるとなると、応募者は記載の仕方や表現に違いがでることは容易に推測され、どうしても一般的な意見しか記述しなくなる。

さらに、公募委員に多くの人が応募してもらうことは、選考に当たって信頼される市政運営や市民協働体制の推進を図る上からも重要なことであるが、小論文が公表されるとなると応募を躊躇する者、また、中には筆跡や記載内容が公開されることにより、自分が分かるのではないかと危惧する者が出ることは否定できない。

よって、市が当該文書を公開するとすれば、選考という事務事業の目的が損なわれることになり、今後行われる同種の事務事業の適正な執行に支障を及ぼすのは明白である。

したがって、条例第7条第6号に該当すると判断する。

ウ 条例第14条の該当性について

本件については、当該文書が条例第7条第2号及び第6号に明らかに該当すると判断したため、当該手続きは行わなかったものである。

(2) 本件文書Ⅱの存否について

公募委員の選考にあたっては、「熊本市自治推進委員会の委員選考等に関する要綱」に定める「熊本市自治推進委員会の公募委員選考基準」に基づき、小論文の内容と面接の結果をもって選考委員が総合的に判断し、審査することとしているため、「満点・模範回答」は作成しておらず不存在である。

(3) 本件文書Ⅲの存否について

学識経験者については、審議する中でのアドバイス、専門家としての検証、意見を行うという役割から、地方自治や参画、協働に関し知識や経験を豊富に有する者が適任であると考え、専門分野やこれまでの実績に基づき自治推進委員会事務局である市民協働推進課が総合的に判断し選考しているため、「学識経験者選考基準や根拠等のわかる資料」は作成しておらず不存在である。

5 審議会の判断

(1) 本件文書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲについて

開示請求書及び異議申立書からすると、本件文書は、次のとおりである。

- ① 本件文書Ⅰは、熊本市自治推進委員会の公募委員選考で使用した応募者全員の小論文

- ② 本件文書Ⅱは、小論文の模範回答、百点満点等の基準のわかる資料
- ③ 本件文書Ⅲは、学識経験者選考基準・根拠等のわかる資料

(2) 判断に当たっての基本的な考え方

当審議会は、条例に基づき請求拒否の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

(3) 個別の判断

① 本件文書Ⅰについて

ア 条例第7条第2号該当性について

実施機関が保有する文書等の中には、開示することにより、個人又は法人等の正当な利益を害したり、公共の安全、行政事務事業の適正な遂行等に支障を及ぼすもの等があるため、条例第7条において一定の合理的理由に基づき不開示とする必要がある情報を不開示情報と規定したものである。

同条第2号本文において、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの」を不開示情報と規定しており、ただし書のアからオまでにおいて例外規定を設けている。

- (ア) 法令等の規定により、何人も閲覧することができる情報
- (イ) 実施機関が作成し、又は取得した情報で、公表することを目的としているもの
- (ウ) 氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分を除くことにより、開示しても、この号の規定により保護される個人の利益が害されるおそれがないと認められることとなる情報
- (エ) 公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名に関する情報であつて、開示しても、当該公務員等の権利を不当に侵害し、または生活に不当に影響を与えるおそれがないと認められるもの
- (オ) 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報

本件文書Ⅰは、熊本市自治推進委員会委員の公募選考のために使用した応募者全員の小論文で、条例第7条第2号に該当するかどうかを検討する。

小論文には応募者個人のこれまでの活動や社会的関心、さらにはこれまでの経験に基づく意見、信条、理念等が記載されている。これらの情報は、応募者個人の人格、思想、社会観と密接に結びついたものであり、条例第7条第2号に規定する個人情報に該当する。このため、同条ただし書きに該当するかどうかを検討する。

本条ただし書ア、イ、エ、オに該当しないことは明らかである。

ただし書ウに該当するかどうかについて検討する。

本件文書Ⅰには前述のと通りの個人情報に記載されており、それらの情報を社会に開示するか否か等については元来各応募者が自ら決すべき利益を有していると認めるのが相当であり、そのことは、開示の対象となるべき文書から作成者が識別される部分を除いたとしても同様というべきである。

また、応募者は論文を提出するに当たり、それが後に公開されることは予想していなかったと推測される。

以上のとおり、応募者においては、本件文書Ⅰの開示の可否について自ら決すべき利益を有するものであり、また、提出した論文が開示されることは予想し得ないことであったことからみるならば、本件文書Ⅰを「開示しても、この号の規定により保護される個人の利益が害されるおそれがない」ものと認めることはできないというべきである。

したがって本件文書Ⅰはただし書ウには該当せず、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

イ 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号は、実施機関の事務事業の適正な遂行を確保するため、監査、検査、取締り、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理その他実施機関の事務事業に関する情報のうち、開示することにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を不開示情報にすることを定めたものである。ここでいう「支障」の程度とは名目的なものでは足りず、実質的なものが要求されており、また「おそれ」の程度も単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるものである。

かかる文書が公開されるとなると、応募者は記載の仕方や表現に違いが出ることは容易に推測され、一般的な意見しか記述しなくなる。さらに、応募を躊躇する者、又、筆跡や記載内容から個人が特定されると危惧する者が出ることも否定できず、よって、選考という事務事業の目的が損なわれることになり、今後行われる同種の選考事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。

本件における当該委員の募集に際しても、応募された小論文の扱いについては、なんら触れられておらず、当該論文を公開するとも明記されていなければ、公開しないとも明記されていない。

このような状況下で応募者は、自己の提出した小論文がいずれ公開されることになるとは予想だにしないのが通常であり、むしろ公開されないことを前提と捉え、小論文の内容もなんら制約されることなく、自由な発想のもとで記述されたものと考えられる。

このような応募者の意向を無視して、実施機関が本件文書Ⅰを意のままに開示

すれば応募者と市との間の信頼関係が損なわれることは明らかであり、始動し始めたばかりの委員会を運営する事務事業の適正な執行に支障を及ぼすことになると認められる。

したがって本件文書Ⅰは条例第7条第6号に該当する。

ウ 条例第14条について

本条の意見聴取は、第三者の正当な権利利益を保護するために、不開示情報に該当するかどうかを適切に判断するための調査であるが、当該情報が不開示情報に明らかに該当するとき又は明らかに該当しないときは行わないこととしている。

今回、実施機関は、判例による全国的な動向等も検討した結果、本件文書Ⅰが条例第7条第2号に明らかに該当すると判断し、また、同条第6号にも明らかに該当すると判断できたため、当該手続きは行わなかったものである。

また、実施機関は、応募者と実施機関との間の信頼関係を重視するとともに今後とも事務事業の適正な執行を確保する観点から、本件文書Ⅰは条例第7条第6号の不開示情報に明らかに該当するため、承諾をとるための手続きは行っていない。

そもそも、条例第14条は、第三者の正当な権利利益を保護するために、不開示情報に該当するかどうかを適切に判断するために第三者に意見を聴くことができると規定したものであり、第三者に意見を聴くことを実施機関に義務付けたものではない。実施機関は、本件文書Ⅰが不開示情報の規定に明らかに該当すると判断したため、本条の手続きを行わなかったものである。

② 本件文書Ⅱ・Ⅲについて

本件文書Ⅱ・Ⅲが存在しないとする実施機関の説明は前記4のとおりであり、いずれも十分に合理性を認めることができる。これに対し、申立人の主張は、いずれも実施機関が行った事務事業や判断についての不服を述べているに過ぎず、文書の存在を疑わせる合理的な理由は認められず、不存在であることに不合理性も認められない。

よって、本件文書Ⅱ・Ⅲはいずれも存在しないと認められる。

(4) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江	藤	孝
会長職務代理者		荒	木	昭次郎
委	員	大	江	正 昭
委	員	高	木	絹 子
委	員	馬	場	啓

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成 22 年 6 月 29 日	熊本市長から諮問を受けた。
平成 22 年 7 月 16 日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成 22 年 8 月 4 日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成 22 年 12 月 21 日	諮問の審議を行った。
平成 23 年 2 月 16 日	諮問の審議を行った。
平成 23 年 3 月 22 日	諮問の審議を行った。
平成 23 年 5 月 9 日	答申（案）の審議を行った。
平成 23 年 6 月 7 日	答申（案）の審議を行った。